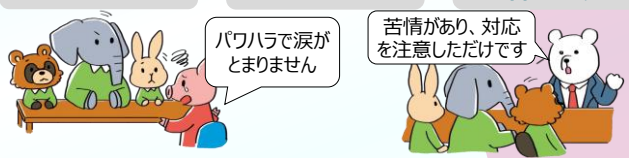


「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る YouTube 情報発信イメージ

パワハラ・解雇・賃金未払いといった職場のトラブルを、労働委員会を通じてどのように解決できるか、約1分間の動画でわかりやすく解説しています。

※ このYouTube動画は、労働委員会が行う個別労働紛争処理制度について解説するものです。
労働委員会では、労働組合と使用者の間の集団的労使紛争の解決に関する業務等も行っています。

■ 動画の内容（抜粋）

1分でわかる！ 職場のトラブル110番 労働委員会に相談だ！  厚生労働省 中央労働委員会 Central Labour Relations Commission JAPAN 	労働委員会ですること 労働相談 あっせん   ※都道府県によっては、労働委員会ではなく異なる機関や部署（●●県労働相談センター、労働局など）が実施します。
労働相談 職場のトラブルを広く相談 パート・アルバイト、契約社員、派遣社員の方や、事業主の方も相談できます。 パワハラ セクハラ 賃金未払・引下げ 退職金 解雇・雇い止め 配置転換 労働契約の変更 有給休暇 	あっせん 専門家が、中立な立場で、解決をサポート あっせん員※が、 それぞれ主張を聞き 問題点を整理 歩み寄りによる解決を目指す  ※ あっせん員は、公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（経営者等）により構成されます。 ※ 相手方が応じない場合、あっせんが開始されないことがあります。
あっせん 柔軟な解決 あっせん案（合意案）を、両者が受け入れると解決です。 解決金の支払い 未払賃金の支払い 職場への復帰 異なる部署への異動 退職の確認 会社都合退職へ変更 謝罪 秘密保持  ※ 合意に至らない場合、打ち切りになることもあります。	電話・Webから今すぐアクセス 全国にある労働委員会の連絡先は、以下のページから。 一部の労働委員会は、Web相談も対応！（メール、teams等） YouTube動画 動画タイトルから連絡先リンクへ  中央労働委員会Webサイト https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/contact-list.html 

掲載 URL（厚生労働省 YouTube チャンネル）

<https://www.youtube.com/watch?v=Ml6jtduLVZU>